

平成31年度（令和元年度）事業計画

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済				
		水稻			麦	計
		一筆方式	全相殺方式	品質方式	災害方式収入	
区域内の概数	戸 62,000	a 3,767,000			a 2,150,000	a 5,917,000
前年度引受実績	58,725	3,345,957	19,200	14,830	1,957,276	5,337,263
本年度引受計画	57,000	2,673,590	18,500	11,900	1,893,900	4,597,890
本年度引受予定率	91.9%	71.8%			88.1%	77.7%

共済目的等 項目	家畜共済（死亡廃用共済）							
	搾乳牛	繁殖雌牛用	育成乳牛（子牛等）	育成・肥育牛（子牛等）	育成・肥育馬	種豚	肉豚	計
区域内の概数	頭 11,460	頭 2,710	頭 5,910 (2,640)	頭 33,950 (14,460)	頭 650	頭 14,690	頭 57,860	頭 127,230
前年度引受実績								
本年度引受計画	11,000	2,300	5,700 (2,600)	24,800 (12,800)	0	800	11,500	56,100
本年度引受予定率	96.0%	84.9%	96.4% (98.5%)	73.0% (88.5%)	0.0%	5.4%	19.9%	44.1%

共済目的等 項目	家畜共済（疾病傷害共済）				
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	計
区域内の概数	頭 12,250	頭 14,520	頭 430	頭 13,950	頭 41,150
前年度引受実績					
本年度引受計画	11,900	9,400	0	0	21,300
本年度引受予定率	97.1%	64.7%	0.0%	0.0%	51.8%

共済目的等 項目	果 樹 共 済												
	収 穫 共 済										樹体	計	
	災害収入 う みん かん しゅう	ぶ ど う			な し			かき	キウイフルーツ				
		一般 方式 半 相 殺	短 縮 方式 半 相 殺	災 害 方 式 収 入	一般 方式 半 相 殺	短 縮 方式 半 相 殺	特 定 危 険 半 相 殺	短 縮 方式 半 相 殺	全 相 殺 方 式	災 害 方 式 収 入	樹 体 共 済		
区域内の概数 (h29結果樹)		a 126,000	a 80,200			a 40,000			a 143,000	a 27,900			a 417,100
前年度 引受実績	863	251	1,705	700	988	4,851	2,026	8,212	7,084	3,353	11,007	41,040	
本年度 引受計画	1,162	0	1,756	800	839	5,300	0	7,811	7,164	3,433	11,087	39,352	
本年度 引受予定率	% 0.9	% 3.2			% 15.3			% 5.5	% 38.0			% 39.7	% 9.4

共済目的等 項目	畑作物共済	園 芸 施 設 共 済									計
	大豆共済 全相殺方式	ガラス室	プラスチックハウス								
		Ⅱ類	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類 甲	Ⅳ類 乙	Ⅴ類	Ⅵ類	Ⅶ類	
区域内の概数	a 900,000	棟 370	棟 5	棟 26,720	棟 1,460	棟 6,190	棟 690	棟 910	棟 250	棟 10	棟 36,605
前年度 引受実績	815,004	63	1	15,995	295	1,665	119	174	101	0	18,413
本年度 引受計画	787,567	69	1	16,052	300	1,678	120	175	105	0	18,500
本年度 引受予定率	% 87.5	% 18.6	% 20.0	% 60.1	% 20.5	% 27.1	% 17.4	% 19.2	% 42.0	% 0.0	% 50.5

共済目的等 項目	任 意 共 済		農 業 経 営 収 入 保 険		
	建物共済	農機具共済	個人経営体	法人経営体	計
区域内の概数	棟 94,590	台 91,300	件 9,200	件 800	件 10,000
前年度 引受実績	63,199	11,224	631	12	643
本年度 引受計画	61,303	11,605	1,445	70	1,515
本年度 引受予定率	% 64.8	% 12.7	% 15.7	% 8.8	% 15.2

2 農業保険事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目		共済金額	共 済 掛 金			保険料 D	交付金又は 納入保険料 E	手持 共済掛金 F=C+E	
		引	受		総額 A=B+C	国庫負担 B	農家負担 C				
		本年度予定	前年度実績	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
農作物共済	水稲	一筆方式	a 2,673,590	a 3,345,957	17,157,708	327,760	163,880	163,880	201,252	△ 37,372	126,508
		全相殺方式	18,500	19,200	24,764	128	64	64	17	47	111
		品質方式	11,900	14,830	102,536	2,000	1,000	1,000	979	21	1,021
	麦	災害収入方式	1,893,900	1,957,276	7,663,031	741,935	396,935	345,000	222,659	174,276	519,276
	計	4,597,890	5,337,263	24,948,039	1,071,823	561,879	509,944	424,907	136,972	646,916	
家畜共済	死亡 廃用共済	搾乳牛	11,000		2,627,932	200,090	100,045	100,045	25	100,020	200,065
		繁殖用雌牛	2,300		463,818	13,214	6,607	6,607	4	6,603	13,210
		育成乳牛	5,700								
		(子牛等)	(2,600)		1,668,722	24,880	12,440	12,440	16	12,424	24,864
		育成・肥育牛	24,800								
		(子牛等)	(12,800)		3,577,619	83,394	41,697	41,697	34	41,663	83,360
		育成・肥育馬									0
		種豚	800		52,848	36	14	22	1	13	35
		肉豚	11,500		178,343	13,380	5,352	8,028	2	5,350	13,378
		計	56,100		8,569,282	334,994	166,155	168,839	82	166,073	334,912
	疾病 傷害共済	乳用牛	11,900		1,050,869	215,964	107,982	107,982	10	107,972	215,954
		肉用牛	9,400		366,914	57,442	28,721	28,721	3	28,718	57,439
		一般馬									0
		種豚									0
		計	21,300	0	1,417,783	273,406	136,703	136,703	13	136,690	273,393
計	77,400	0	9,987,065	608,400	302,858	305,542	95	302,763	608,305		
果樹共済	うんしゅうみかん 災害収入	a 1,162	a 863	26,987	1,282	641	641	288	353	994	
		ぶどう	半相殺一般	0	251	0	0	0	0	0	0
			半相殺短縮	1,756	1,705	79,742	3,891	1,945	1,946	1,576	369
	災害収入	800	700	27,804	1,443	721	722	561	160	882	
	なし	半相殺一般	839	988	38,943	1,675	837	838	883	△ 46	792
		半相殺短縮	5,300	4,851	214,207	7,754	3,877	3,877	3,880	△ 3	3,874
		半相殺特定危険	0	2,026	0	0	0	0	0	0	0
	かき	半相殺短縮	7,811	8,212	147,558	13,959	6,979	6,980	8,652	△ 1,673	5,307
	キイチ フルーツ	全相殺	7,164	7,084	338,147	11,125	5,562	5,563	4,899	663	6,226
		災害収入	3,433	3,353	163,813	6,094	3,047	3,047	3,535	△ 488	2,559
樹体	樹体共済	11,087	11,007	2,100,770	40,335	20,167	20,168	24,284	△ 4,117	16,051	
計	39,352	41,040	3,137,971	87,558	43,776	43,782	48,558	△ 4,782	39,000		

共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 D	交付金又は 納入保険料 E	手持 共済掛金 F = C+E	
		本年度予定	前年度実績		総額 A=B+C	国庫負担 B	農家負担 C				
畑作物共済	大豆共済 全相殺方式	a 787,567	a 815,004	千円 4,233,636	千円 495,759	千円 272,667	千円 223,092	千円 248,859	千円 23,808	千円 246,900	
園芸 施設 共済	ガラス室	棟 69	棟 63	524,145	1,016	508	508	120	388	896	
	プラスチック ハウス	I類	1	1	628	12	6	6	1	5	11
		II類	16,052	15,995	12,641,295	198,215	99,107	99,108	59,360	39,747	138,855
		III類	300	295	786,999	10,286	5,143	5,143	1,671	3,472	8,615
		IV類甲	1,678	1,665	4,539,523	35,181	17,590	17,591	6,738	10,852	28,443
		IV類乙	120	119	470,524	2,460	1,230	1,230	347	883	2,113
		V類	175	174	1,085,979	5,538	2,769	2,769	1,283	1,486	4,255
		VI類	105	101	39,159	595	297	298	90	207	505
		VII類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18,500	18,413	20,088,252	253,303	126,650	126,653	69,610	57,040	183,693	
合 計			62,394,963	2,516,843	1,307,830	1,209,013	792,029	515,801	1,724,814		

(2) 任意共済事業の規模

共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			再保険掛 金 D	再共済 手数料 E	手持 共済掛金 F=B-(D-E)
		本年度予定	前年度実績		総額 A=B+C	純掛金 B	事務費 賦課金 C			
建物損害	火災共済	棟 51,756	棟 53,357	千円 536,560,089	千円 411,218	千円 226,173	千円 185,045	千円 123,365	千円 49,963	千円 152,771
	総合共済	9,547	9,842	67,399,911	234,699	186,959	47,740	70,410	11,152	127,701
	計	61,303	63,199	603,960,000	645,917	413,132	232,785	193,775	61,115	280,472
農機具共済		台 11,605	台 11,224	23,042,666	141,290	111,928	29,362			111,928
合 計				627,002,666	787,207	525,060	262,147	193,775	61,115	392,400

(3) 受託事業の規模

目的等		引 受		基準収入	納 入 額		
		本年度予定	前年度実績		保険料	積立金	事務費
農業経営 収入保険	個人経営体	件 1,445	件 631	千円 24,950,000	千円 188,500	千円 554,000	千円 48,020
	法人経営体	70	12				
	計	1,515	643	24,950,000	188,500	554,000	48,020

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

引受計画は、水稻共済については、平成 30 年度引受実績から収入保険加入による面積減と当然加入制から任意加入となったことによる未加入者を考慮した引受計画面積とする。

麦共済については、平成 30 年度引受実績から収入保険加入による面積減を見込んだ面積とする。

実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

- ア 県の策定した栽培基準及び病虫害防除基準による適格耕地の引受を行う。
- イ 経営所得安定対策と農業共済制度改正関連の周知・徹底を図る。
- ウ 令和 4 年度に廃止される一筆方式の移行先として全相殺方式加入のため農家の出荷販売状況調査を行い、円滑な移行が進められるように取組を行う。
- エ 水田農業推進協議会（農業再生協議会）の構成員として、積極的に参画し連携強化・情報収集等に努めることを組合に促すと共に、県関係機関の水田農業推進協議会からの情報の早期収集に努める。
- オ 任意加入制の対策として地域水田協議会との一体化様式を進め、有資格者の把握を行い未加入者の早期把握と無保険者が出る事のないような加入推進を展開する。
- カ 関係法規に沿った引受事務を徹底する。
- キ 定期的な連絡会議を開催し、支所間の業務や各種様式等の平準化を行い事務処理等の適正化に努める。
- ク 「安心の未来」拡充運動の項目を実行する。

(2) 家畜共済

引受計画は、支所毎に飼養頭数及び事業規模を調査し、平成 31 年度（令和元年度）引受計画に反映させた。

実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

- ア 改正制度の周知を重点目標に掲げ、継続引受時及び新規加入推進時に農家個別に制度の周知を行う。
- イ 改正制度、特に疾病傷害共済を活用し、家畜診療所と連携して農家ニーズに応じた加入推進を行う。
- ウ 診療獣医師及び関係機関に対して制度理解と加入推進の協力依頼を行う。
- エ 家畜共済の事務取扱要領に基づく評価額の適正な設定を行い、職員の制度の習熟及び農家の説明に努める。

(3) 果樹共済

引受計画は、前年度の計画と引受実績、収入保険制度への移行を考慮し設定した。

実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

- ア 福岡県園芸振興推進会議の各種会議等へ積極的に参画し、関係機関等との連携強化を図るとともに、災害のセーフティネットとして農業保険制度を位置づけながら、果樹共済制度及び収入保険制度の更なる周知を図る。
- イ 関係機関等と連携して正確な有資格資源量を把握し、すべての有資格農家に対して、効率的かつ計画的な制度の周知及び適格園地の引受拡大を図る。
- ウ 青色申告者に対して収入保険事業の積極的な推進を行い、白色申告者に対し

- ては青色申告へ申告方法の変更を進める。
- エ なし及びかきについては、平成 31 年度（令和元年度）中に半相殺減収総合一般方式、同短縮方式への統合を行う。
- オ ぶどうについては、加入要件を満たせば災害収入方式、満たさない場合は、半相殺減収総合一般方式、同短縮方式を推進する。
- カ うんしゅうみかん及びキウイフルーツについては、災害収入方式、全相殺方式を基準方式とし推進を行い、特にキウイフルーツについては、かいよう病対策として樹体共済の積極的な推進に取り組む。
- キ 園地台帳、植栽図を整備し、実態に合った各種係数及び指数等による適切な標準収穫量及び基準収穫量の設定を行う。
- ク 果樹共済の加入推進等で農家訪問を行う際には、必ず収入保険制度についても紹介を行う。

（４）畑作物共済

平成 30 年度引受実績から収入保険加入による面積減を見込んだ面積とする。
実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

- ア 県の策定した栽培基準及び病虫害防除基準による適格な引受を行う。
- イ 経営所得安定対策と農業共済制度改正関連の周知・徹底を図る。
- ウ 作付状況の収集を早期に行い、適格耕地の完全引受を図る。
- エ 加入申込書等の引受審査を迅速かつ厳正に行い、関係法規に沿った引受事務を徹底する。
- オ 経営所得安定対策申請状況との照合を迅速かつ厳正に行い、引受内容に誤りがないよう引受事務を徹底する。
- カ 定期的な連絡会議を開催し、支所間の業務や各種様式等の平準化を行い事務処理等の適正化に努める。

（５）園芸施設共済

引受計画は、前年度の計画と引受実績と補助事業による新設ハウスの増加を考慮して設定した。

実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

- ア 制度見直しに伴う補償拡大内容の説明義務を十分に果たす。
- イ 施設農家ニーズの把握に努め、復旧費用及び撤去費用の導入を積極的に行うとともに、附帯施設及び施設内農作物の加入推進にも努め、補償の拡充を図る
- ウ 12 ヶ月引受に伴う被覆、未被覆の周知を行い、被覆期間変更に伴う加入者からの通知漏れが起こらないよう新制度の普及を徹底する。
- エ 加入意思確認時に未加入者への制度説明を行うと共に、継続加入者への戸別訪問による制度説明を確実に実施する。
- オ 資源量調査の補完を行い、旧市町村ごとに設置状況を把握し、組合統一の設置状況図等基礎資料、農家台帳の整備に努める。
- カ 施設内農作物については制度的に有利である収入保険制度への加入をセットで推進する。
- ケ 集団加入における掛金の割引等、仕組み改訂内容について、関係機関の協力を得て周知を図るとともに推進する。

(6) 任意共済

引受計画は、前年度の計画及び引受実績並びに加入資格要件の緩和を考慮した目標数値を設定した。

実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

ア 「安心の未来」拡充運動の推進

- (ア) 推進基礎組織の育成・支援として、NOSAI 関係役員（理事、監事、総代、NOSAI 部長、損害評価会委員、損害評価員）に任意共済事業の重要性への理解を求め、役職員一体となって推進する。
- (イ) システムを活用した、提案型推進を積極的に展開する。

イ 基礎組織の育成・支援

- (ア) 任意共済収支分析に基づく年間推進計画を作成する。
- (イ) 継続更新時期の変更などを行い、加入推進活動を早期化する。
- (ウ) 建物共済に係る情報の提供。
- (エ) 農機具関係機関及び販売店等との連携。
- (オ) NOSAI 関係役員に対する加入推進の徹底。

ウ 広報活動

- (ア) 建物共済、農機具共済 P R ポスターを配布する。（関係機関等に掲示）
- (イ) 農機具展示会などにおいてパンフレットの配布などを行うことにより N O S A I 事業の P R に努める。
- (ウ) 加入推進時期に合わせて農業共済新聞県版で建物、農機具共済特集を組む。

(7) 農業経営収入保険

引受計画は、前年度の実績を考慮して設定した。

実施方策として、次の事項を重点的に取り組む。

ア 有資格者の把握・更新に努め、リストの精度を上げる。

イ 上記有資格者のうち加入意思が未確認の農業者に対し意向調査を行う。

ウ 前年の加入推進で加入保留となった者に対し再度推進を行う。

エ 農業共済事業とセットでの推進など、全職員による推進体制構築のため、制度及びシステム操作の研修を行う。

オ 他の優良推進事例を参考に効率・効果的な推進を行い支所間の均衡を図る。

カ 関係機関との協力関係を継続し、諸会議や J A 部会等での制度説明、広報媒体の活用など、様々な機会を通して制度の周知・普及に努める。

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

ア 水稻については、見回り調査の強化や関係機関、J A 等の関係団体と連携を図りながら、早期に生育・被害状況を把握し、適期に被害申告が行われるよう周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。

また、損害評価員、損害評価会委員を対象に損害評価講習会等を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価を実施する。

また、栽培基準及び病虫害防除基準により分割評価を的確に適用した損害評価を行う。

- イ 麦については、J A等の出荷数量を適正に把握するとともに、被害申告耕地の見回り調査を実施することで、肥培管理状況を把握し、分割評価を的確に適用した損害評価を行う。
- ウ 被害申告した組合員へ評価結果の情報提供を行い、理解を得るよう努める。

(2) 家畜共済

- ア 事故発生時の事故家畜の個体確認及び飼養頭数等の現地確認を徹底し、適正な損害評価に努める。
- イ 家畜共済損害評価認定準則、家畜共済事務取扱要領、廃用事故認定基準細則及び病傷事故給付基準に基づく事故の適正な損害評価について、家畜診療所とも連携してあたる。
- ウ 指定・嘱託獣医師に対し、病傷事故に係る適正な事務処理の徹底、病傷事故給付基準及び廃用事故認定基準細則の周知・理解について指導する。

(3) 果樹共済

- ア 見回り調査や関係機関、J A等の関係団体と連携を図りながら、早期に生育・被害状況を把握し、適期に被害申告が行われるよう周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。
- イ 台風等の大災害に備えるため損害評価体制を整備し、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価に努める。
- ウ 損害評価員、損害評価会委員を対象に損害評価講習会等を開催し、引受方式別に評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価を実施する。
また、分割評価を的確に適用した損害評価を行う。
- エ 果樹共済事業検討会等を開催し、損害評価時の問題点等について十分検討を行い、適正な損害評価を実施する。

(4) 畑作物共済

- ア J A等の出荷数量を適正に把握するとともに、全筆調査の実施により肥培管理状況を把握し、分割評価を的確に適用した損害評価を行う。
- イ 関係機関、J A等の関係団体と連携を図りながら、早期に生育・被害状況を把握し、適期に被害申告が行われるよう周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。
- ウ 被害申告した組合員へ評価結果の情報提供を行い、理解を得るよう努める。

(5) 園芸施設共済

- ア 大災害や広範囲な被害発生時は、被害概況の調査を迅速に行い、的確な被害状況の把握に努める。
- イ 大規模自然災害時は支所間の支援体制を構築し、被災者に対し早期に共済金を支払う。
- ウ 台風等の大災害に備えるため、損害評価体制を整備するとともに評価技術の習得に努め、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価を実施する。

(6) 任意共済

- ア 大災害や広範囲な被害発生時は、概況の評価を迅速に行い、的確な被害状況の把握に努める。
- イ 台風等の大災害に備えるため、損害評価体制を整備するとともに、建物共済及び農機具共済の損害評価技術研修会を開催し評価技術の習得に努め、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価を実施する。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済

- ア 職員の栽培技術・病虫害防除に関する知識向上を促す。
- イ 病虫害防除所の発する病虫害発生予察情報を活用し、病虫害の発生状況を的確に把握するよう指導する。
- ウ 水稻病虫害（ウンカ）調査等を行い、関係機関へ情報提供を行うとともに、生育・被害状況を早期に把握する。

(2) 家畜共済

- ア 特定損害防止事業を有効に活用し、事故低減を図る。
- イ 家畜診療所の機能を発揮し、事故低減及び損害防止の指導に努める。

(3) 果樹共済

- ア 病虫害防除所の病虫害発生予察情報を活用し、防除の情報提供を行う。
- イ 関係機関等と連携を図り、適切な損害防止の徹底を図る。

(4) 畑作物共済

- ア 病虫害防除所の病虫害発生予察情報を活用し、防除の情報提供を行う。
- イ ハスモンヨトウの発生調査を行い、関係機関等への情報提供を行う。

(5) 園芸施設共済

- ア 施設の適切な保守管理及び日常の点検の重要性を指導する。
- イ 風害、雪害等の災害対策について、施設の補強、補修等を行うよう周知する。
- ウ 施設内農作物について、病虫害防除所の病虫害発生予察情報を活用し、防除の情報提供を行う。
- エ 県のホームページを活用し、「野菜、花き花木病虫害・雑草防除の手引き」について、専門的な栽培技術の習得と、防除技術の向上に努めるよう情報提供を行う。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方策

理事会は、事業執行方針、その他運営上必要な事項を審議決定するため、適正かつ

効率的な事業運営が行われるよう、責任ある業務運営に万全を期す。

監事会は、監査方針等を協議するとともに、監査室と連携した中間監査、決算監査を実施して、理事の行う業務の執行を健全妥当な方向に誘導することを期す。

(2) N O S A I 部長の設置及び職務

地区の実態に応じて配置し、書類の配布取りまとめ及び事業の推進など業務運営の協力と、組合と組合員間の連絡の任に当たり、事業の一層の普及と推進に努める。

(3) 職制及び職員の配置計画

適正・円滑な事業運営と事務処理の効率化を図るため、業務と配置人員の実態を的確に把握し、状況の変化に即応できる体制と将来的な職員の採用計画について検討する。

(4) 役職員研修等の体制及び計画

農林水産省、全国農業共済協会が実施する研修会等へ参加し、人材の育成及び資質の向上を図る。

また、組合独自のコンプライアンス研修及び情報セキュリティの研修を行い役職員のコンプライアンス態勢、リスク管理体制の確立に努める。

7 予算統制の方策

(1) 事業計画に基づく事業の遂行及び年間行事計画に基づく各種計画の遂行にあたって、計画的、効率的に執行するため十分審議するとともに、予算差引簿等により支出状況を把握し、適正執行に努める。

(2) 月ごとの財産の状況を把握するとともに、予算節約に十分留意し、また、経費内容の検討にも努め、支出の適正化を図る。